毎週火・金曜日発行



目 次

選挙管理委員会告示

秋田県議会議員一般選挙における選挙の期日及び選挙すべき議員の数 (三九)…1

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数 (四五)..........5 秋田県議会議員一般選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額 (四三) ... 4 秋田県議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序のくじを行う場所及び日 秋田県議会議員一般選挙における選挙長及び職務代理者 (四〇) 各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数 (四四) 5

秋田県議会議員一般選挙における選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及 秋田県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所 (一)........

選挙長告示

び日時 (二) 8

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

秋選管告示第三十九号

定により、 区において選挙すべき議員の数に関する条例(平成九年秋田県条例第四十八号)の規 年法律第百五十号)第一条第一項及び秋田県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律 (平成十四 任期満了による秋田県議会議員の一般選挙を次のとおり行う

その選挙の期日及び選挙すべき議員の数は、 次のとおりである。

平成十五年四月四日

秋田県選挙管理委員会委員長 加 藤

堯

ページ

2

河辺郡選挙区

平鹿郡選挙区 仙北郡選挙区 由利郡選挙区

雄勝郡選挙区

選挙すべき議員の数 選挙期日 平成十五年四月十三日

能代市選挙区 秋田市選挙区

横手市選挙区 大館市選挙区

本荘市選挙区

湯沢市選挙区 男鹿市選挙区

鹿角市鹿角郡選挙区 大曲市選挙区

北秋田郡選挙区

南秋田郡選挙区 山本郡選挙区

秋選管告示第四十号

とおり選任する。 日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次の (昭和二十五年政令第八十九号)第八十条第一項の規定により、平成十五年四月十三 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項及び公職選挙法施行令

秋田県選挙管理委員会委員長

加

藤

堯

平成十五年四月四日

秋田市選挙区 選挙長

秋田市泉中央四丁目二十一番二十号

選挙長の職務を代理すべき者

秋田市八橋イサノー丁目六番十号

能代市選挙区

能代市鰄渕字一本柳百九番地二

選挙長の職務を代理すべき者

1

鷲

尾

絢

岩

本

孝

加

藤

堯

秋田市川原みよし町二番九号	15年4月4日(金	È曜日) ─────		大	Щ	県	公	報		두	計外第1号
部	鹿角市八幡平字上沢田九番地二鹿角市鹿角郡選挙区 秋田市千秋矢留町十一番九号 選挙長の職務を代理すべき者	大曲市日の出町一丁目十五番五号大曲市選挙区 大曲市選挙区 報挙長の職務を代理すべき者	湯沢市岩崎字岩崎六十七番地一選挙長湯沢市選挙区	秋田市千秋城下町一番一号選挙長の職務を代理すべき者男鹿市船川港船川字栄町六番地一	選挙長男鹿市選挙区	秋田市手形字蛇野百十九番地三選挙長の職務を代理すべき者	本莊市中町三十二番地 選挙長 本莊市選挙区	大館市字相染沢中岱百三十九番地二十三選挙長の職務を代理すべき者プロデュー・メイニ習出ナ	て信うできたり、こうでしている。大館市選挙区大館市選挙区		横手市選挙区横手市選挙区への関係を表しています。
部		_									
良 事 財 支 財 支 財 力 大 中 財 力 大 中 財 大 日 日 日<			石 川								
平 仙 由 河 南 山 北 選鹿選選北選選利選選週辺選選級秋選選本選選秋 学郡 学 学郡 学 学郡 学 学田 学 学郡 学 学 田 横長選秋長大長選秋長本長選秋長秋長選秋長南長郡秋長龍長選秋長郡南 手 学田の曲 学田の田 学田の秋 選田の代 学田の田 諸秋市 区市職市 区市職市 区市職田 学市職市 区市職市		利	勘			Щ					
本荘市石脇三百十五番地一本社の職務を代理すべき者		茂生	左 工 門			修				次	市 忠
	横手市下境字庚塚五十五番地選挙長の職務を代理すべき者	大曲市内小友字館前七十六番地の二組北郡選挙区組北郡選挙区を開発を代理すべき者といる。	本荘市石脇字石脇二百五十三番地選挙長由利郡選挙区	秋田市仁井田新田二丁目十三番五号選挙長の職務を代理すべき者秋田市大町四丁目三番四十四号	選挙長河辺郡選挙区	秋田市手形山北町四番二十号選挙長の職務を代理すべき者	南秋田郡飯田川町飯塚字飯塚二十一番地一選挙長南秋田郡選挙区	秋田市飯島字大崩百九十一番地選挙長の職務を代理すべき者(自己)の職務を代理すべき者)	またった『ゴール香ー・「温・山本郡選挙区山本郡選挙区	秋田市寺内字児妥十八番地十四選挙長の職務を代理すべき者和日前山ヨアコ阜十十番十号	と は は は は は は は は は は は は は は は は は は は
	橋 岡 ツ 史		田 善	口 中博 伸			玉喜	ЛІ В	4 7	井 野 身	
	ツ 史 ネ 子 直		徳	司一		信	喜 久 子	満有	ת ±	護な	ラ

選挙区

場

所

日

時

本

荘

市

由利地域振興局内

平成十五年四月四日

午後五時三十分

秋田県選挙管理委員会由利分室

大

館

市

秋田県選挙管理委員会大館分室

北秋田地域振興局大館地区総合事務所内

平成十五年四月四日

午後五時三十分

横

手

市

平鹿地域振興局内

平成十五年四月四日

午後五時三十分平成十五年四月四日

午後五時三十分

秋田県選挙管理委員会平鹿分室

能

代

市

山本地域振興局内

秋田県選挙管理委員会山本分室

秋

田

市

秋田県選挙管理委員会事務室

平成十五年四月四日

午後五時三十分

男

鹿

市

船川港湾事務所内

平成十五年四月四日

午後五時三十分

秋田県選挙管理委員会男鹿分室

秋田市桜四丁目二十番九号

福

原

秀

就

選挙長

湯沢市清水町四丁目七番三十四号

選挙長の職務を代理すべき者

秋田市外旭川字鳥谷場百六十一番地

和

泉

勤

松

谷

弘

市

秋選管告示第四十一号

定める。 般選挙における選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり、十号)第四条第二項の規定により、平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一秋田県議会議員一般選挙における選挙公報の発行に関する条例(平成十四年条例第

平成十五年四月四日

秋田県選挙管理委員会委員長 加 藤

堯

雄	平	仙	由	河	南秋	Щ	北秋	鹿 鹿	大	湯
勝郡	鹿郡	北郡	利郡	辺郡	南 秋 田 郡	本郡	北 秋 田 郡	角角郡市	曲市	沢市
秋田県選挙管理委員会雄勝分室雄勝地域振興局内	秋田県選挙管理委員会平鹿分室平鹿地域振興局内	秋田県選挙管理委員会仙北分室仙北地域振興局内	秋田県選挙管理委員会由利分室由利地域振興局内	秋田県選挙管理委員会秋田分室秋田地域振興局内	秋田県選挙管理委員会南秋田分室秋田地域振興局福祉環境部内	秋田県選挙管理委員会山本分室山本地域振興局内	秋田県選挙管理委員会北秋田分室北秋田地域振興局内	秋田県選挙管理委員会鹿角分室鹿角地域振興局内	秋田県選挙管理委員会仙北分室仙北地域振興局内	秋田県選挙管理委員会雄勝分室雄勝地域振興局内
午後五時三十分平成十五年四月四日	午後五時三十分平成十五年四月四日	午後五時三十分平成十五年四月四日	午後五時三十分平成十五年四月四日	午後五時三十分平成十五年四月四日	午後五時三十分平成十五年四月四日	午後五時三十分平成十五年四月四日	午後五時三十分平成十五年四月四日	午後五時三十分平成十五年四月四日	午後五時三十分平成十五年四月四日	午後五時三十分

秋選管告示第四十二号

おり定める。 年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時を次のと 公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第七十七条第一項の規定により、平成十五

平成十五年四月四日

秋田県選挙管理委員会委員長 加 藤

選挙区場場	
所	秋田県選挙管理委員会
日	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
	藤
時 ——	堯

鹿 鹿 角 角 郡 市	大曲市	湯沢市	男 鹿 市	本 荘 市	大館市	横 手 市	能代市	秋田市	選挙区
鹿角地域振興局大会議室	仙北地域振興局大会議室	雄勝地域振興局大会議室	船川港湾事務所会議室	由利地域振興局大会議室	大館地区総合事務所会議室北秋田地域振興局	平鹿地域振興局大会議室	山本地域振興局大会議室	秋田県庁正庁	場
									所
午前十時三十分	午前十時三十分平成十五年四月十六日	午前十時三十分平成十五年四月十六日	午前十時三十分平成十五年四月十六日	午前十時三十分平成十五年四月十六日	午前十時三十分	午前十時三十分平成十五年四月十六日	午前十時三十分平成十五年四月十六日	午前十時三十分平成十五年四月十六日	日時

午前十一時二十分平成十五年四月十六日	雄勝地域振興局大会議室	雄 勝 郡
午前十一時二十分平成十五年四月十六日	平鹿地域振興局大会議室	平 鹿 郡
午前十一時二十分平成十五年四月十六日	仙北地域振興局大会議室	仙 北 郡
午前十一時二十分平成十五年四月十六日	由利地域振興局大会議室	由 利 郡
午前十一時二十分平成十五年四月十六日	秋田県庁正庁	河 辺 郡
午前十一時二十分平成十五年四月十六日	秋田地域振興局福祉環境部会議室	南秋田郡
午前十一時二十分平成十五年四月十六日	山本地域振興局大会議室	山 本 郡
午前十時三十分平成十五年四月十六日	北秋田地域振興局大会議室	北秋田郡

秋選管告示第四十三号

する支出金額の制限額を次のとおり定める。 により、平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙運動に関 並びに公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第百二十七条第一項の規定 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百九十四条第一項第三号及び同条第二項

秋田県選挙管

平成十五年四月四日

選 挙 X

支

出

金

額

の

制

限

額

Į	E			
	F	E	I	
,	۲	=	1	
3	,	1	•	
:	3		7	
į	-			
Į	Ę		į	
	d	-	١	
	7		3	
•		1	ŧ	
=	į	ć	ż	
i	Ē			
ı	E			
•	Ĺ			
-	ŀ			
	L		٦	
ì			_	
	ľ	1		
•	-	,	۰	
į	j	3	Į	
Į.	J	7	j	
	i			
5	5			

五、四七四、九〇〇円	候補者一人につき	勝郡	雄
五、四四三、六〇〇円	候補者一人につき	鹿郡	平
五、四八八、八〇〇円	候補者一人につき	北郡	仙
五、六三七、九〇〇円	候補者一人につき	利郡	由
五、二〇九、六〇〇円	候補者一人につき	辺郡	河
五、五五一、八〇〇円	候補者一人につき	秋 田 郡	南
五、五七六、六〇〇円	候補者一人につき	本郡	Щ
五、四〇六、七〇〇円	候補者一人につき	秋田郡	北
五、四八三、一〇〇円	候補者一人につき	鹿角市鹿角郡	鹿
五、二二九、四〇〇円	候補者一人につき	曲市	大
六、二三九、〇〇〇円	候補者一人につき	沢市	湯
六、〇〇四、五〇〇円	候補者一人につき	鹿市	男
五、四〇九、五〇〇円	候補者一人につき	荘市	本
五、四一一、八〇〇円	候補者一人につき	館市	大
五、二五九、四〇〇円	候補者一人につき	手市	横
五、七三五、六〇〇円	候補者一人につき	代市	能
五、八〇八、三〇〇円	候補者一人につき	田市	秋

秋選管告示第四十四号

は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを る選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあって 合算して得た数)は、次のとおりである。 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第八十条の規定による各選挙区におけ

平成十五年四月四日

選挙区の別

秋田県選挙管理委員会委員長

加

藤

堯

秋田市

能代市

大館市 横手市

男鹿市

本荘市

<u>_</u> \ 一 Ó 四

二四

四五

二四

九 九

湯沢市

大曲市 鹿角市鹿角郡

山本郡 北秋田郡

由利郡 河辺郡

南秋田郡

_ 〇 九 八 三九四

七五五 六七八

九 三 八 二 四六七 <u>五</u>

 $\frac{6}{2}$ Ę 二六〇一 九三九

平鹿郡

仙北郡

 \equiv

九〇三

の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に 第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和三 十一年法律第百六十二号)第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の 六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条; 秋選管告示第四十五号

平成十五年四月四日

次のとおりである。

堯

秋田県選挙管理委員会委員長 加 藤

た数) える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得 五十分の一の数 二七

三分の一の数(選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合にあっては、その超 九、三四五

八六八

選 挙 長 告 示

選挙長告示第一号 平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う

場所は、次のとおりとする。 平成十五年四月四日

秋田県議会議員一般選挙

秋田市選挙区選挙長

加

藤

堯

平成十五年四月四日 秋田県庁正庁 正午前

平成十五年四月四日 秋田県選挙管理委員会事務室 正午以後

選挙長告示第一号

秋

場所は、次のとおりとする。 平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う

平成十五年四月四日

秋田県議会議員一般選挙

能代市選挙区選挙長 鷲

尾

絢

平成十五年四月四日 正午前

山本地域振興局大会議室

_ 平成十五年四月四日 正午以後 山本地域振興局内秋田県選挙管理委員会山本分室

場所は、次のとおりとする。

選挙長告示第一号 平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う

平成十五年四月四日 秋田県議会議員一般選挙

横手市選挙区選挙長 向 Ш 金兵衛

船川港湾事務所会議室

平成十五年四月四日 正午前

平鹿地域振興局大会議室

平成十五年四月四日 正午以後

平鹿地域振興局内秋田県選挙管理委員会平鹿分室

選挙長告示第一号

場所は、 平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う 次のとおりとする。

平成十五年四月四日

秋田県議会議員一般選挙

大館市選挙区選挙長

松

井

勇

平成十五年四月四日 正午前

北秋田地域振興局大館地区総合事務所会議室

平成十五年四月四日 正午以後

北秋田地域振興局大館地区総合事務所内秋田県選挙管理委員会大館分室

選挙長告示第一号

場所は、次のとおりとする。 平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う

平成十五年四月四日

秋田県議会議員一般選挙

本荘市選挙区選挙長

加

藤

良

治

平成十五年四月四日 正午前

由利地域振興局大会議室

平成十五年四月四日 正午以後 由利地域振興局内秋田県選挙管理委員会由利分室

選挙長告示第一号

場所は、次のとおりとする。 平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う

平成十五年四月四日

秋田県議会議員一般選挙

男鹿市選挙区選挙長 Ξ 浦 新

平成十五年四月四日 正午前

選挙長告示第一号

平成十五年四月四日 正午以後 船川港湾事務所内秋田県選挙管理委員会男鹿分室

場所は、次のとおりとする 平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う

選挙長告示第一号

秋田県議会議員一般選挙

平成十五年四月四日

湯沢市選挙区選挙長

石川 勘左ょ門

平成十五年四月四日 正午以後 平成十五年四月四日 正午前 雄勝地域振興局大会議室

雄勝地域振興局内秋田県選挙管理委員会雄勝分室

平成十五年四月四日

場所は、次のとおりとする。

平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う

秋田県議会議員一般選挙

大曲市選挙区選挙長 西 村

茂

平成十五年四月四日 正午前 仙北地域振興局大会議室

秋

平成十五年四月四日 正午以後 仙北地域振興局内秋田県選挙管理委員会仙北分室

選挙長告示第一号

場所は、次のとおりとする。 平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う

平成十五年四月四日

秋田県議会議員一般選挙

鹿角地域振興局大会議室

_ 平成十五年四月四日 正午以後

鹿角地域振興局内秋田県選挙管理委員会鹿角分室

鹿角市鹿角郡選挙区選挙長

冏 部

良 吉

平成十五年四月四日 正午前

選挙長告示第一号

場所は、 平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う 次のとおりとする。

平成十五年四月四日

秋田県議会議員一般選挙

北秋田郡選挙区選挙長

小

野

康 雄

平成十五年四月四日 正午前

北秋田地域振興局大会議室

平成十五年四月四日 正午以後

選挙長告示第一号 平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う 北秋田地域振興局内秋田県選挙管理委員会北秋田分室

平成十五年四月四日

場所は、次のとおりとする。

秋田県議会議員一般選挙

山本郡選挙区選挙長

柴

田

郁

平成十五年四月四日 正午前

山本地域振興局大会議室

平成十五年四月四日 正午以後

山本地域振興局内秋田県選挙管理委員会山本分室

選挙長告示第一号

場所は、次のとおりとする。 平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う

平成十五年四月四日

秋田県議会議員一般選挙

南秋田郡選挙区選挙長

小

玉

喜久子

平成十五年四月四日 正午前 秋田地域振興局福祉環境部会議室

平成十五年四月四日 正午以後 秋田地域振興局福祉環境部内秋田県選挙管理委員会南秋田分室

選挙長告示第一号

平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う

場所は、次のとおりとする。

平成十五年四月四日 秋田県議会議員一般選挙

平成十五年四月四日 正午前

秋田県庁正庁

平成十五年四月四日 正午以後

_

秋田地域振興局内秋田県選挙管理委員会秋田分室

場所は、 次のとおりとする。 選挙長告示第一号

平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う

平成十五年四月四日

秋田県議会議員一般選挙

由利郡選挙区選挙長 武 田

善

徳

平成十五年四月四日 正午以後 平成十五年四月四日 正午前 由利地域振興局大会議室

由利地域振興局内秋田県選挙管理委員会由利分室

秋

選挙長告示第一号

場所は、次のとおりとする。 平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う

平成十五年四月四日

秋田県議会議員一般選挙

仙北郡選挙区選挙長 佐 藤 啓

子

平成十五年四月四日 正午前

平成十五年四月四日 正午以後

平成十五年四月四日

平成15年4月4日(金曜日)

仙北地域振興局大会議室

選挙長告示第一号 仙北地域振興局内秋田県選挙管理委員会仙北分室

場所は、次のとおりとする。 平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う

秋田県議会議員一般選挙

平鹿郡選挙区選挙長 高 橋 ツネ子

平成十五年四月四日 正午前

平鹿地域振興局大会議室

河辺郡選挙区選挙長

田 中

伸

平成十五年四月四日 正午以後

平鹿地域振興局内秋田県選挙管理委員会平鹿分室

選挙長告示第一号

場所は、次のとおりとする。 平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う

平成十五年四月四日

秋田県議会議員一般選挙

雄勝郡選挙区選挙長

松 谷

弘

市

平成十五年四月四日 正午前

雄勝地域振興局大会議室

平成十五年四月四日 正午以後

雄勝地域振興局内秋田県選挙管理委員会雄勝分室

選挙長告示第三 一号

る選挙会の立会人となるべき者を定めるくじを行うべき場所及び日時は次のとおりと 条第六項の規定により、平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙におけ 公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第七十六条において準用する同法第六十二

平成十五年四月四日

秋田県議会議員一般選挙

秋田市選挙区選挙長 加 藤

堯

場 所 秋田県選挙管理委員会事務室

= 日時 平成十五年四月十一日 午前十時三十分

選挙長告示第二号

る選挙会の立会人となるべき者を定めるくじを行うべき場所及び日時は次のとおりと 条第六項の規定により、平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙におけ 公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第七十六条において準用する同法第六十二

平成十五年四月四日

秋田県議会議員一般選挙

能代市選挙区選挙長 鷲 尾 絢

場所 山本地域振興局内秋田県選挙管理委員会山本分室

日時 平成十五年四月十一日 午前十時三十分

選挙長告示第二号

する。 る選挙会の立会人となるべき者を定めるくじを行うべき場所及び日時は次のとおりと 条第六項の規定により、平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙におけ 公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第七十六条において準用する同法第六十二

平成十五年四月四日

秋田県議会議員一般選挙

横手市選挙区選挙長 向 Ш

金兵衛

場 所 平鹿地域振興局内秋田県選挙管理委員会平鹿分室

日時 平成十五年四月十一日 午前十時三十分

平成十五年四月四日

秋

る選挙会の立会人となるべき者を定めるくじを行うべき場所及び日時は次のとおりと 条第六項の規定により、平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙におけ

公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第七十六条において準用する同法第六十二

田

選挙長告示第二号

秋田県議会議員一般選挙

大館市選挙区選挙長 松 井 勇

場所 北秋田地域振興局大館地区総合事務所内 秋田県選挙管理委員会大館分室

= 日時 平成十五年四月十一日 午前十時三十分

選挙長告示第二号

る選挙会の立会人となるべき者を定めるくじを行うべき場所及び日時は次のとおりと 条第六項の規定により、平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙におけ 公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第七十六条において準用する同法第六十二

平成十五年四月四日

秋田県議会議員一般選挙

日時 場所

平成十五年四月十一日

午前十時三十分

由利地域振興局内秋田県選挙管理委員会由利分室

本荘市選挙区選挙長

加

藤

良 治

選挙長告示第 믁

する。 る選挙会の立会人となるべき者を定めるくじを行うべき場所及び日時は次のとおりと 条第六項の規定により、 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二 平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙におけ

平成十五年四月四日

秋田県議会議員一般選挙

男鹿市選挙区選挙長

Ξ

浦

新

場所 船川港湾事務所内秋田県選挙管理委員会男鹿分室

日時 平成十五年四月十一日 午前十時三十分

選挙長告示第

믇

る選挙会の立会人となるべき者を定めるくじを行うべき場所及び日時は次のとおりと 条第六項の規定により、平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙におけ 公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第七十六条において準用する同法第六十二

する

平成十五年四月四日

秋田県議会議員一般選挙

湯沢市選挙区選挙長 石川 勘左工門

場 所 雄勝地域振興局内秋田県選挙管理委員会雄勝分室

日時 平成十五年四月十一日 午前十時三十分

選挙長告示第 믁

る選挙会の立会人となるべき者を定めるくじを行うべき場所及び日時は次のとおりと 条第六項の規定により、平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙におけ 公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第七十六条において準用する同法第六十二

平成十五年四月四日

する

秋田県議会議員一般選挙

入曲市選挙区選挙長 西 村 茂

場 所 仙北地域振興局内秋田県選挙管理委員会仙北分室

選挙長告示第二号

日時

平成十五年四月十一日

午前十時三十分

する る選挙会の立会人となるべき者を定めるくじを行うべき場所及び日時は次のとおりと 条第六項の規定により、平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙におけ 公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第七十六条において準用する同法第六十二

平成十五年四月四日

秋田県議会議員一般選挙

鹿角地域振興局内秋田県選挙管理委員会鹿角分室 鹿角市鹿角郡選挙区選挙長 冏 部 良

吉

= -

場 所

日時 平成十五年四月十一日 午前十時三十分

場 所

選挙長告示第

一号

する。 条第六項の規定により、平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙におけ る選挙会の立会人となるべき者を定めるくじを行うべき場所及び日時は次のとおりと 公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第七十六条において準用する同法第六十二

平成十五年四月四日

秋田県議会議員一般選挙

秋

北秋田地域振興局内秋田県選挙管理委員会北秋田分室 北秋田郡選挙区選挙長 小 野 康 雄

_ 日時 平成十五年四月十一日 午前十時三十分

場所

選挙長告示第二号

る選挙会の立会人となるべき者を定めるくじを行うべき場所及び日時は次のとおりと 条第六項の規定により、平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙におけ 公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第七十六条において準用する同法第六十二

平成十五年四月四日

秋田県議会議員一般選挙

山本郡選挙区選挙長 柴

田

郁

場所 山本地域振興局内秋田県選挙管理委員会山本分室

日時 平成十五年四月十一日 午前十時三十分

=

選挙長告示第二

る選挙会の立会人となるべき者を定めるくじを行うべき場所及び日時は次のとおりと 条第六項の規定により、平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙におけ 公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第七十六条において準用する同法第六十二

する 平成十五年四月四日

秋田県議会議員一般選挙

秋田地域振興局福祉環境部内秋田県選挙管理委員会南秋田分室 南秋田郡選挙区選挙長 小 玉

日時 平成十五年四月十一日 午前十時三十分

選挙長告示第二号

る選挙会の立会人となるべき者を定めるくじを行うべき場所及び日時は次のとおりと 条第六項の規定により、平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙におけ 公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第七十六条において準用する同法第六十二

する

平成十五年四月四日

秋田県議会議員一般選挙

場所 秋田地域振興局内秋田県選挙管理委員会秋田分室 河辺郡選挙区選挙長

田

中

伸

日時 平成十五年四月十一日 午前十時三十分

選挙長告示第

する。 る選挙会の立会人となるべき者を定めるくじを行うべき場所及び日時は次のとおりと 条第六項の規定により、 公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第七十六条において準用する同法第六十二 平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙におけ

平成十五年四月四日

秋田県議会議員一般選挙

由利郡選挙区選挙長 武 田 善

徳

場所 由利地域振興局内秋田県選挙管理委員会由利分室

= 日時 平成十五年四月十一日 午前十時三十分

選挙長告示第一 득

公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第七十六条において準用する同法第六十二

する。 る選挙会の立会人となるべき者を定めるくじを行うべき場所及び日時は次のとおりと 条第六項の規定により、平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙におけ 平成十五年四月四日

秋田県議会議員一般選挙

仙北郡選挙区選挙長 佐 藤 晵 子

日時 平成十五年四月十一日 午前十時三十分

仙北地域振興局内秋田県選挙管理委員会仙北分室

る選挙会の立会人となるべき者を定めるくじを行うべき場所及び日時は次のとおりと 条第六項の規定により、平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙におけ 選挙長告示第二号

公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第七十六条において準用する同法第六十二

平成十五年四月四日

秋田県議会議員一般選挙

平鹿郡選挙区選挙長 高 橋 ツネ子

場 所

平鹿地域振興局内秋田県選挙管理委員会平鹿分室

日時 平成十五年四月十一日 午前十時三十分

選挙長告示第二号

秋

する。 る選挙会の立会人となるべき者を定めるくじを行うべき場所及び日時は次のとおりと 条第六項の規定により、平成十五年四月十三日執行の秋田県議会議員一般選挙におけ 公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第七十六条において準用する同法第六十二

平成十五年四月四日

秋田県議会議員一般選挙

雄勝郡選挙区選挙長 松 谷 弘 市

場 所 雄勝地域振興局内秋田県選挙管理委員会雄勝分室

日時 平成十五年四月十一日 午前十時三十分

_

購読料金 一月三千五百円 秋田市山王四丁目一番一号発 行 者 秋 田 県

